

【Q & A】個人番号(マイナンバー)収集

【全般・目的】

- 問 1 - 1 なぜこのようなリストを送付するのか。
- 問 1 - 2 個人番号の提出を求める行為はどのような権限に基づいて行っているのか。
- 問 1 - 3 個人番号確認リストは、必ず提出しなければならないのか。また、個人番号の回答を拒否することもできるのか。(罰則はあるのか)
- 問 1 - 4 個人番号確認リストを提出しなかった場合、どのような不利益が生じるのか。
- 問 1 - 5 個人番号を提出して、情報が流出する心配はないのか。

【実施方法】

- 問 2 - 1 提出期限後に提出しても問題ないか。
- 問 2 - 2 従業員が遠方におり、提出期限までに一部対象者について確認ができない。確認ができた分だけを先に提出をしてもよいのか。
- 問 2 - 3 個人番号確認リストに記載されている従業員は既に退職しているが、どうすればよいか。以前に確認していた個人番号は提出するのか。
- 問 2 - 4 先月、氏名変更届(生年月日、性別、住所の変更を含む)を提出したが、なぜ、個人番号確認リストの情報が変更されていないのか。個人番号確認リストに記載されている被保険者氏名等(生年月日、性別、対象者氏名等)が相違している場合はどうすればよいか。
- 問 2 - 5 海外居住者(または短期在留外国人)であり個人番号を持っていないが、どうすればよいか。
- 問 2 - 6 対象者が個人番号の提出を拒否しているが、どうすればよいか。

問 2 - 7 対象者が住民登録をしておらず、個人番号を持っていないが、どうすればよいか。

問 2 - 8 対象者が自分の個人番号が分からないと言っているが、どうすればよいか。

問 2 - 9 税の手続きなど他の目的として既に個人番号を取得している。この場合、協会に対して個人番号を提供するためには、改めて利用目的を通知する必要があるのか。

問 2 - 10 新たに個人番号を確認する必要があるが、その際の利用目的の通知は、どのようにしたらよいか。

問 2 - 11 新たに個人番号を確認する際の本人確認措置は、どのようにしたらよいか。

【提出方法】

問 3 - 1 記入が終わった個人番号確認リストは、どこに提出すればよいか。

問 3 - 2 返信用封筒（特定記録郵便）はなぜ郵便局窓口を持ち込まないといけないのか。

問 3 - 3 個人番号確認リストは、協会けんぽの支部に提出してもよいのか。

問 3 - 4 返信用封筒を紛失してしまったが、協会けんぽへの提出はどのように行えばよいか。

問 3 - 5 個人番号確認リストの記入を間違えてしまったが、どうすればよいか。

【その他】

問 4 - 1 収集・提供した個人番号に誤りがあった場合、事業主に責任は及ぶか。

【全般・目的】

問 1 - 1 なぜこのようなリストを送付するのか。

(答)

- ・ 今般、オンライン資格確認の運用拡大を踏まえ、協会けんぽにて個人番号を保有できていないご加入者様の個人番号を収集する必要があるため、事業主様に対し、照会を実施するものです。

【オンライン資格確認とは】

オンライン資格確認とは、マイナンバーカードの IC チップまたは健康保険証の記号番号等により、医療機関等窓口にてオンラインで資格情報等の確認ができる仕組みです。

【オンライン資格確認を利用するメリット】

転職等で保険証が変更となった場合であっても、保険証の発行を待たずに、保険者の手続きが完了次第、マイナンバーカードで医療機関・薬局で保険診療を受けることが可能となります。

また、限度額適用認定証がなくても、高額療養費制度における限度額を超える支払が免除される等、利便性の向上が期待されます。

※オンライン資格確認で利用するシステムに、ご加入者様の資格情報等と個人番号を紐づけしたうえで登録する必要があるため、個人番号が収録されていないご加入者様はオンライン資格確認の利用ができません。

問 1 - 2 個人番号の提出を求める行為はどのような権限に基づいて行っているのか。

(答)

- ・ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「マイナンバー法」という。）第 14 条、健康保険法第 197 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、実施しています。

【参考】

○ マイナンバー法第 14 条

（提供の要求）

第十四条 個人番号利用事務等実施者は、個人番号利用事務等処理するために必要があると

きは、本人又は他の個人番号利用事務等実施者に対し個人番号の提供を求めることができる。

2 個人番号利用事務実施者（政令で定めるものに限る。第十九条第四号において同じ。）は、個人番号利用事務を処理するために必要があるときは、住民基本台帳法第三十条の九から第三十条の十二までの規定により、地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）に対し機構保存本人確認情報（同法第三十条の九に規定する機構保存本人確認情報をいう。第十九条第四号及び第四十八条において同じ。）の提供を求めることができる。

○ 健康保険法第 197 条

（報告等）

第百九十七条 保険者（厚生労働大臣が行う第五条第二項及び第二百二十三条第二項に規定する業務に関しては、厚生労働大臣。次項において同じ。）は、厚生労働省令で定めるところにより、被保険者を使用する事業主に、第四十八条に規定する事項以外の事項に関し報告をさせ、又は文書を提示させ、その他この法律の施行に必要な事務を行わせることができる。

2 保険者は、厚生労働省令で定めるところにより、被保険者（日雇特例被保険者であった者を含む。）又は保険給付を受けるべき者に、保険者又は事業主に対して、この法律の施行に必要な申出若しくは届出をさせ、又は文書を提出させることができる。

問 1 - 3 個人番号確認リストは、必ず提出しなければならないのか。また、個人番号の回答を拒否することもできるのか（罰則はあるのか）。

（答）

- ・ 任意の協力依頼であることから、個人番号確認リストの未提出や個人番号の回答を拒否したことによる罰則等はありませんが、対象者の個人番号が確認できないこととなるため、マイナンバーカードによる医療機関等の受診、限度額認定証等の発行省略等のオンライン資格確認によるサービスの活用ができなくなります。
また、今後開始予定となっている医療費情報の閲覧など、マイナポータルを活用したサービスの利用もできません。
- ・ 事業主様におかれましては、事業の趣旨をご理解の上、何卒、ご協力をお願いいたします。

問 1 - 4 個人番号確認リストを提出しなかった場合、どのような不利益が生じるのか。

（答）

- ・ 問 1 - 3 と同じ。マイナンバーカードによる医療機関等の受診、限度額認定証等の発行省

略等のオンライン資格確認によるサービスの活用ができなくなります。また、今後開始予定となっている医療費情報の閲覧など、マイナポータルを活用したサービスの利用もできません。

問 1 - 5 個人番号を提出して、情報が流出する心配はないのか。

(答)

- ・ 協会けんぽでは、お客様の大切な個人情報を守るため、システム面では個人情報をインターネットから完全に分離された領域で管理・運用する等の技術面の対策、人的面では職員の教育研修、文書管理の徹底等を図ることで、高いレベルのセキュリティ体制を確立しております。
- ・ お客様の個人番号については、マイナンバー法に定められた健康保険の業務範囲内のみで利用するとともに、適切な保管・管理に万全を期してまいります。

【実施方法】

問 2 - 1 提出期限後に提出しても問題ないか。

(答)

- ・ 原則、提出期限内の回答へのご協力をお願いいたします。

問 2 - 2 従業員が遠方におり、提出期限までに一部対象者について確認ができない。確認ができた分だけを先に提出をしてもよいのか。

(答)

- ・ 個人番号確認リストは、まとめてご提出をお願いいたします。また、原則として、提出期限内の回答へのご協力をお願いいたします。

問 2 - 3 個人番号確認リストに記載されている従業員は既に退職しているが、どうすればよいのか。以前に確認していた個人番号は提出するのか。

(答)

- ・ このリストは令和 3 年 7 月 26 日時点のデータに基づき作成しております。お手数をおかけして申し訳ございませんが、リストに記載されている被保険者が既に退職している場合や被扶養者

が削除となっている場合は、「個人番号を記入（入力）できない理由」欄に記載されている「1. 資格喪失（扶養削除）済みのため」に○（丸印）を記入した上で、ご提出をお願いします。

問2-4 先月、氏名変更届（生年月日、性別、住所の変更を含む）を提出したが、なぜ、個人番号確認リストの情報が変更されていないのか。個人番号確認リストに記載されている被保険者氏名等（生年月日、性別、対象者氏名等）が相違している場合はどうすればよいか。

（答）

- ・ リストに記載のある被保険者氏名等の情報は、事業主様から日本年金機構に届出をいただいている内容であり、令和3年7月26日時点のデータに基づき作成しております。
 - ・ 氏名変更届等の提出日によっては、日本年金機構において7月26日時点で未処理となっている場合があります。そのような場合は、処理が完了次第、届出内容に基づき変更されますので、再度の氏名変更届等の届出は不要です。
 - ・ リストの記載情報が相違している箇所があった場合でも、提出時には修正不要です。
 - ・ また、氏名変更届等を届出いただけていない場合には、速やかに日本年金機構に届出をお願いします。
- ※ 届出の処理状況については、日本年金機構にご確認をお願いします。

問2-5 海外居住者であり個人番号を持っていないが、どうすればよいか。

（答）

- ・ リストに記載されている対象者が、日本国内に住民票がなく、マイナンバー制度の対象外となる場合は、「2. 日本国内に住民票が無いため」に○（丸印）を記入した上で、ご提出をお願いします。

問2-6 対象者が個人番号の提出を拒否しているが、どうすればよいか。

（答）

- ・ 個人番号確認リストによる回答依頼は、マイナンバー法第14条、健康保険法第197条第1項及び第2項に基づき、実施しています。（問1-2参照）

【事業主が個人番号を把握している場合】

- ・ 過去に個人番号を把握した際、本人に対して示した利用目的の中に「健康保険の事務手続き」が含まれている場合は、従業員様の上承が不要であるため、個人番号確認リストにより個人番号の情報提供をお願いします。

【事業主が個人番号を把握していない場合】

- ・ 任意の協力依頼であることから、個人番号の回答を拒否したことによる罰則等はありませんが、確認対象者の個人番号が確認できないこととなるため、マイナンバーカードによる医療機関等の受診、限度額認定証等の発行省略等のオンライン資格確認によるサービスの活用ができなくなります。また、今後開始予定となっている医療費情報の閲覧など、マイナポータルを活用したサービスの利用もできません。

お手数ですが、従業員様等に対して、再度事業の趣旨をご説明の上、個人番号の回答へのご理解・ご協力の案内をお願いいたします。

問 2 - 7 対象者が住民登録をしておらず、個人番号を持っていないが、どうすればよいか。

(答)

- ・ 住民基本台帳法において、転入等を行った者は、14 日以内に氏名、住所等を市区町村長に届け出なければならないこととされており、日本に居住している場合（短期在留外国人を除く。）は、住民登録を行う必要があります。そのため、お住まいの市区町村役場にて住民登録を行った上で、個人番号の回答を行っていただくようお願いいたします。

問 2 - 8 対象者が自分の個人番号が分からないと言っているが、どうすればよいか。

(答)

- ・ ご自身の個人番号を確認する方法は、「①個人番号通知書又はマイナンバーカードの再発行」「②個人番号記載の住民票の写しの発行」の 2 通りが考えられます。通知カードなどの再発行は時間がかかることから「②個人番号記載の住民票の写しの発行」の方が早くご自身の個人番号を知ることができます。詳しくは、お住まいの市区町村役場にお尋ねください。

問2-9 税の手続きなど他の目的として既に個人番号を取得している。この場合、協会に対して個人番号を提供するためには、改めて利用目的を通知する必要があるのか。

(答)

- ・ 過去に従業員などから個人番号の提供を受けた際に「税の手続き」などと利用目的を限定しておらず、例えば「社会保障・税の手続き」など健康保険関係事務においても個人番号を利用することが含まれていた場合は、改めて利用目的の通知または公表をしていただく必要はありません。

問2-10 新たに個人番号を確認する必要があるが、その際の利用目的の通知は、どのようにしたらよいか。

(答)

- ・ 口頭、社内メール等により、利用目的を個人番号確認リストに記載された対象者に通知、または公表することが必要です。
- ・ 対象者が被保険者の場合は、事業主から被保険者に利用目的を通知し、対象者が被扶養者の場合は、被保険者から被扶養者に利用目的の通知をお願いします。

問2-11 新たに個人番号を確認する際の本人確認措置は、どのようにしたらよいか。

(答)

- ・ 本人確認措置については、正確性を期すために、原則として「番号確認」と「身元確認」が必要です。マイナンバーカードをお持ちの場合は、マイナンバーカードにてご確認いただき、マイナンバーカードをお持ちでない場合は、それぞれ必要な書類をご確認ください。
- ・ 対象者が被保険者の場合は、事業主が被保険者に対して本人確認措置を行い、対象者が被扶養者の場合は、被保険者から被扶養者に本人確認措置を行ってください。
- ・ なお、「番号確認」と「身元確認」に要した書類は協会に対してご提出いただく必要はありません。

【参考】

○マイナンバーカードがあれば、番号確認及び身元確認の両方を同時に行えます。

○番号確認

- ①個人番号通知カード、②個人番号の記載のある住民票、③個人番号の記載のある住民票記載事項証明書のいずれか1つ。

○身元確認

①運転免許証、②パスポート、③その他官公署が発行する写真つき身分証明書のいずれか1つ。

※身元確認において、これらの書類がない場合には、①健康保険証、②年金手帳、③児童扶養手当証書、④公的機関から発送された書類（氏名、生年月日または住所が記載されているもの）のうちいずれか2つ以上の書類をご確認ください。

【提出方法】

問3-1 記入（入力）が終わった個人番号確認リストは、どこに提出すればよいか。

（答）

- ・ 個人番号確認リストと一緒に同封している返信用封筒により、「全国健康保険協会（私書箱）」宛てに送付してください。
- ・ また、個人番号確認リストに対象者の個人番号をご記入（入力）の上、ご提出いただくこととなるため、情報セキュリティの観点から、返信用封筒を特定記録郵便（追跡可能な送付手段）としております。お手数をおかけしますが、ご提出の際は、お近くの郵便局窓口へお持ち込みください。

問3-2 返信用封筒（特定記録郵便）はなぜ郵便局窓口を持ち込まないといけないのか。

（答）

- ・ 今回お送りしました個人番号確認リストは、対象者の個人番号をご記入（入力）の上、ご提出いただくこととなるため、情報セキュリティの観点から、返信用封筒を特定記録郵便（追跡可能な送付手段）としております。
- ・ 特定記録郵便については、受付記録として郵便局の窓口で受領証が発行されるため、お手数をおかけしますが、提出期限までに返信用封筒（特定記録郵便）により、郵便窓口へお持ち込みくださいますよう、ご理解・ご協力をお願いします。

問3-3 個人番号確認リストは、協会けんぽの支部に提出してもよいのか。

(答)

- ・ 協会けんぽ支部に提出していただくことも可能ですが、「全国健康保険協会（私書箱）」宛てにご提出いただくほうが協会けんぽでの登録作業を早く進めることが出来ることから、同封の返信用封筒による提出にご協力をお願いします。

問3-4 返信用封筒を紛失してしまったが、協会けんぽへの提出はどのように行えばよいか。

(答)

- ・ 返信用封筒の再交付が可能ですので、コールセンターへご連絡ください。
- ・ ご自身で封筒を用意される場合は、全国健康保険協会本部業務部（〒100-8782 日本郵便株式会社銀座郵便局郵便私書箱第155号）宛てにご提出願います。
- ・ また、個人番号確認リストは、個人番号を含む対象者等の個人情報に記載されています。大変恐れ入りますが、特定記録郵便等、追跡可能な送付手段による提出へのご協力をお願いいたします。

問3-5 個人番号確認リストの記入を間違えてしまったが、どうすればよいか。

(答)

- ・ 間違えた個所を二線抹消し、記載欄の余白等、空いている箇所に正しく記入してください。

【その他】

問 4 - 1 収集・提供した個人番号に誤りがあった場合、事業主に責任は及ぶか。

(答)

- ・ ご提供いただいた個人番号に記入誤りがあった場合の罰則規定はありませんが、マイナンバー法第 16 条により、本人からマイナンバーの提供を受けるときは、本人確認（番号確認と身元確認）が義務付けられているほか、個人情報保護法第 19 条により、正確性の確保の努力義務が課されています。

【参考】

○ マイナンバー法第 16 条

（本人確認の措置）

第十六条 個人番号利用事務等実施者は、第十四条第一項の規定により本人から個人番号の提供を受けるときは、当該提供をする者から個人番号カードの提示を受けることその他その者が本人であることを確認するための措置として政令で定める措置をとらなければならない。

○ 個人情報保護法第 19 条

（データ内容の正確性の確保等）

第十九条 個人情報取扱事業者は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保つとともに、利用する必要がなくなったときは、当該個人データを遅滞なく消去するよう努めなければならない。